

市制施行50周年記念誌作製業務 プロポーザル評価基準

1 評価方法

(1) 概要

市制施行50周年記念誌作製業務については、市制施行50周年記念誌作製業務プロポーザル選考委員会において、応募のあった事業者（以下「参加者」という。）に対して以下のとおり審査を実施して評価点を付し、提案特定者を決定する。

坂戸市は、提案特定者と仕様書や提案内容について、契約締結に向けての協議や事務手続を行う。

①第一次審査

書類審査

②第二次審査

プレゼンテーション審査

(2) 提案特定者の決定方法

坂戸市職員の5名で「市制施行50周年記念誌作製業務プロポーザル選考委員会」を構成し、各選考委員が、参加者について評価項目に対して点数を付す形で行う。

第一次審査について、各選考委員が参加者に付した点数の合計を「合計評価点（第一次）」とし、合計評価点（第一次）の高い方から上位3者を第一次審査通過者とし、第二次審査の選考資格を有する者とする。

第一次審査通過者に対して第二次審査を実施し、各選考委員が参加者に付した点数の合計を「合計評価点（第二次）」とする。

第一次審査の合計評価点（第一次）と第二次審査の合計評価点（第二次）を合計したものを「総合評価点」とし、総合評価点の降順で最上位の者を提案特定者と決定する。

(3) 評価方法

①第一次審査

企画提案書、提案内容書、見積書等の内容をもとに、評価項目及び評価基準に基づいた評価を行う。

②第二次審査

第一次審査通過者が実施するプレゼンテーションについて、評価項目及び評価基準に基づいた評価を行う。

2 評価項目及び評価基準

(1) 第一次審査（書類審査）

評価項目	評価点	内 容
提案	250点	提出された企画提案書等について、下記①のとおり選考委員ごとに評価を行う。選考委員5名×一人の持ち点50点。
実績	50点	行政機関を発注者とする情報誌等の発行実績について、過去5年間に契約した実績は十分か。
価格	25点	提出された見積書を点数化する。点数化の方法は下記③価格評価のとおり。
合計	325点	

①提案審査

提出された提案内容書について、別紙「市制施行50周年記念誌作製業務プロポーザル評価基準表 一次評価」の項目について、評価を行う。

②実績評価

契約実績が10件以上の場合は50点を付与する。以下5件以上は30点、1件以上は10点を付与する。実績がない場合は0とする。

③価格評価

見積書の価格が見積上限額以下で最低価格のものを1位とし、25点を付与する。以下2位は20点、3位は15点、4位以下は一律10点を付与する。

なお、2者以上が同額の場合は同順位とし、同点数を付与する。

(例) 見積上限額：20,000円（税抜き）

提案者	見積書の価格	順位	価格評価点
A社	18,000円	4位	10点
B社	19,000円	5位	10点
C社	17,000円	2位	20点
D社	16,000円	1位	25点
E社	17,000円	2位	20点
F社	19,500円	6位	10点

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

評価項目	評価点	内 容
プレゼンテーション	250点	プレゼンテーションについて選考委員ごとに評価を行う。選考委員5名×一人の持ち点50点。

プレゼンテーションの内容について、別紙「市制施行50周年記念誌作製業務プロポーザル評価基準表 二次評価」の項目について、評価を行う。

3 同点時の取扱い

参加者の総合評価点が同点となった場合、次の順序により順位を決定する。

- ①プレゼンテーション審査において評価点の高い参加者
- ②書類審査において評価点の高い参加者
- ③価格評価において評価点の高い参加者
- ④上記全てにおいて同点の場合は、くじ引きとする。